

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県総合教育センター条例		公 布 日	昭和52年3月28日
条例番号	昭和52年三重県条例第2号		直近改正日	平成14年3月26日
所管部局課	教育委員会事務局研修企画・支援課		電話番号	059-226-3512
条例の概要	三重県総合教育センターの設置、事業等に関し、必要な事項を定めるものである。			条例の 類型 法執行型
視点	項	目	回 答	検 討 内 容
必要性		条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置されている教育機関であり、教育関係職員の研修等に関する業務を行う機関として現在でも妥当性を有している。
		条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	教育に関する専門的技術的事項の調査及び研究、教育関係職員の研修等に関する業務を行う教育機関として、引き続き公的な関与を行う必要がある。
		条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づく事業を現在実施している。
		規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
		条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、法律の定めのない教育機関の設置については条例で定めるものとなっている。
適法性		根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条
		憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
		条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性		条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
		条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョン「22103教職員の資質の向上」を図るため、条例に規定する研修事業等を実施しており、整合している。
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
		条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
		関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性		条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
		条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	三重県全体の教育の振興を図るため、条例に規定する事業を実施している。
		条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他		条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	条例に規定する研修事業等の実施にあたっては、大学等県以外の主体との連携に配慮して実施している。
		市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無